

坂戸市告示第 30 号

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス A の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱を次のように定める。

平成 28 年 2 月 9 日

坂戸市長 石 川 清

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス A の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（次条において「第 1 号訪問事業」という。）のうち、訪問型サービス A の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービス A 第 1 号訪問事業のうち介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。第 10 条第 2 項において「施行規則」という。）第 140 条の 63 の 6 第 2 号の規定に基づき、主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。
- (2) 旧介護予防訪問介護 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護をいう。

(事業の一般原則)

第 3 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により訪問型サービス A の事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定訪問型 A 事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定訪問型 A 事業者は、訪問型サービス A の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業（次項において「第 1 号事業」という。）を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めな

なければならない。

- 3 訪問型サービスAの事業は、次に掲げる者であって、訪問型サービスAの利用により生活機能の維持、向上等を図ることが適切であることを法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下この項において「地域包括支援センター」という。）及び法第115条の47第5項の規定により地域包括支援センターから法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下この項において「第1号介護予防支援事業」という。）の一部を委託された法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（第10条第5項及び第6項において「地域包括支援センター等」という。）が実施する第1号介護予防支援事業により必要であると認められたものが利用するものとする。

(1) 法第32条第6項の規定により要支援認定をされた者

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）で定める基本チェックリストにより第1号事業のサービスの提供を受けることができる基準に該当した者

- 4 指定訪問型A事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望に応じて明確な目標を定め、訪問型サービスAを提供することにより、利用者の地域における自立した日常生活への移行が図れるよう努めなければならない。（基本方針）

第4条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、法第7条第2項に規定する要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は同条第1項に規定する要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買物、調理その他の生活支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従事者等の員数）

第5条 指定訪問型A事業者は、訪問型サービスAの事業を行う事業所（以下「指定訪問型A事業所」という。）ごとに、従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が別に定める研修を受講した者をいう。以下同じ。）について、当該訪問型サービスAの提供を適切に実施するために必要な員数を置かなければならない。

- 2 指定訪問型 A 事業者は、指定訪問型 A 事業所ごとに、従事者のうち、当該事業所における訪問型サービス A に係る利用者の数に応じ、必要な数の者を訪問事業責任者としなければならない。
- 3 指定訪問型 A 事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号。以下この項及び次条第 2 項において「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条第 2 項において同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）附則第 2 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。次条第 2 項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス A の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。次条第 2 項において同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第 4 条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。次条第 2 項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項から第 5 項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第 5 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備に関する基準）

第 6 条 指定訪問型 A 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービス A の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問型 A 事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス A の事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 7 条第 1 項又は旧指定介護予防サービス等基準第 7 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものと

みなすことができる。

（サービスの提供の記録）

第7条 指定訪問型A事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日及び内容、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により、第1号事業支給費（同条第1項に規定する第1号事業支給費をいう。次条第1項において同じ。）を市が利用者に代わり当該指定訪問型A事業者を支払うことをいう。次条第1項及び第2項において同じ。）の額その他必要な事項を、当該利用者の訪問型サービスAの提供に係る計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問型A事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第8条 指定訪問型A事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業支給費基準額（法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額（その額が現に当該訪問型サービスAの提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問型サービスAの提供に要した費用の額とする。）をいう。次項において同じ。）から当該指定訪問型A事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問型A事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問型A事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問型A事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び

費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（苦情処理）

第9条 指定訪問型A事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型A事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問型A事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市長が行う報告等の求め又は市の職員からの質問若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問型A事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（個別サービス計画）

第10条 指定訪問型A事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、必要に応じ、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するためのサービスの提供内容等を記載した個別サービス計画（以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとする。

2 個別サービス計画は、既に法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は施行規則第140条の62の5第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画（第5項及び第6項において「介護予防サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成するものとする。

3 指定訪問型A事業者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定訪問型A事業者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定訪問型A事業者は、個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する訪問型サービスAの提供の状況等について、適時、当該利用者に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報

告するものとする。

- 6 指定訪問型 A 事業者は、必要に応じ利用者の個別サービス計画の実施状況の把握を行い、その結果を記録し、適時、当該利用者に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するものとする。

(記録の整備)

第 11 条 指定訪問型 A 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問型 A 事業者は、利用者に対する訪問型サービス A の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 個別サービス計画

(2) 第 9 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第 13 条において準用する旧指定介護予防サービス等基準第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(廃止又は休止の届出等)

第 12 条 指定訪問型 A 事業者は、当該訪問型サービス A の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問型サービス A の提供を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 2 指定訪問型 A 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出したときは、当該届出の日前 1 か月以内に当該訪問型サービス A の提供を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービス A に相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービス A が継続的に提供されるよう、指定訪問型 A 事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(準用)

第 13 条 旧指定介護予防サービス等基準第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条から第 26 条まで、第 29 条から第 33 条まで、第 35 条及び第 3

6 条の規定は、訪問型サービス A の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問型 A 事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定訪問型 A 事業所」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「訪問型サービス A の」と、「指定介護予防訪問介護を」とあるのは「訪問型サービス A を」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、「介護予防支援事業者」とあるのは「地域包括支援センター等」と、「介護予防サービス計画」とあるのは「介護予防サービス計画等」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、旧指定介護予防サービス等基準第 11 条第 1 項中「要支援認定の有無」とあるのは「要支援認定又は介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）で定める基準の該当の有無」と、旧指定介護予防サービス等基準第 21 条中「指定介護予防訪問介護に」とあるのは「訪問型サービス A に」と、旧指定介護予防サービス等基準第 22 条中「介護予防訪問介護の」とあるのは「訪問型サービス A の」と、旧指定介護予防サービス等基準第 25 条第 3 項中「第 5 条第 2 項」とあるのは「坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス A の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年坂戸市告示第 号）第 5 条第 2 項」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。